

## 公共工事の品質確保に関する当面の対策について

平成 20 年 3 月 28 日  
公共工事の品質確保の促進に関する  
関係省庁連絡会議

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有している。

昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴い建設業の競争が激化するなど大きく変化している。この結果、国土交通省直轄工事の平均落札率が平成 17 年度以降急激に低下するなど、過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が近年増加しているところであり、昨今の原油高騰とも相まって、公共工事の品質確保等に懸念が生じ、ひいては瑕疵の発生や、維持補修費用の増嵩などによるライフサイクルコストの増大にもつながることとなる。また、下請業者や建設労働者へのしわ寄せの存在も明らかとなっているところである。

政府としては、これまでも公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）に則り総合評価方式の拡充、ダンピング受注への対策に取り組んできたところである。

しかしながら、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されており、これらの問題に対して総合的な対策を打ち出すことが喫緊の課題となっている。また、今後、老朽化した社会資本ストックの急速な増加が想定される中、総合的なコスト縮減を図りつつ、維持管理の段階においても品質を確保していく必要がある。

このため、政府一体となって、以下の基本方針の下、必要な対策を迅速に進めることとする。

## 1. 総合評価方式の徹底

### (1) 国の調達

- ①平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則総合評価方式を実施する。
- ②毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- ③調査設計業務等においても平成20年度早期に総合評価方式を本格導入する。

### (2) 地方公共団体の調達

i) 地方公共団体において工事の品質を確保するための取組が行われるよう、あらゆる機会を通じて以下の施策を推進する。

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底
  - ・国庫補助事業については、平成20年度以降、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
- ②総合評価方式の導入・拡大
  - ・地方公共団体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表を促進する。

ii) 総合評価方式の導入・拡大に向け、以下の施策など、各種支援を図る。

- ①地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定（今年度中）
- ②発注者支援技術者制度の全国統一化（平成20年度中）

## 2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

### (1) 国の調達

i) 不良不適格業者の排除を図るため、以下の施策を講じる。

- ①平成20年度中に企業・技術者のデータベースに工事成績を追加する。
- ②発注者ごとに所有している企業・技術者のデータベースの相互利用に向けて検討する。
- ③平成20年度より少なくとも政府調達協定対象工事については原則入札ボンドを導入するとともに、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が適用又は準用される特殊法人等。以下同じ。）及び地方公共団体と連携して入札ボンドの拡大を図る。

ii) 地場産業育成を図るため、以下の施策を講じる。

- ①平成20年度より下位等級業者の上位等級工事への参入機会を順次拡大する。
- ②引き続き、適切に地域要件を設定する。

- ③様々な地域貢献の評価のあり方について、関係団体等と連携して検討を行う。
- ④地元企業を下請業者とする場合等へインセンティブを付与すべく、具体的な検討を行う。

iii) 下請企業等へのしわ寄せ防止を図るため、以下の施策を講じる。

- ①下請企業の能力を適切に評価するため、平成20年度より専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大する。

## (2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事前公表は、積算能力のない業者の参入を助長すること等から、予定価格等の事後公表への移行を促進する。
- ②予定価格等の事前公表を行う地方公共団体に対して、その理由を公表することを求める。
- ③地方公共団体における適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進する。

## 3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

### (1) 国の調達

- ①平成20年度より予定価格の作成に見積もりを活用する積算方式を導入・拡大するなど、実勢価格を予定価格に一層反映させる。
- ②所要の経費が計上されるよう、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図る。
- ③低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大を図る。
- ④調査設計業務等についても工事に準じて低入札価格調査等の低価格受注対策を実施する。
- ⑤円滑かつ速やかな工事代金の関係者間の支払いを確保するため、
  - ・平成20年度中に出来高部分払い方式を順次導入・拡大するとともに、
  - ・あわせて、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大する。
- ⑥適切な設計変更・支払いを実施するため、
  - ・各発注者が連携して平成20年度中に、設計変更ガイドライン等を取りまとめる。
  - ・発注者の事由に基づく工事一時中止等への対応として、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上に資するガイドラインを作成する。
- ⑦設計思想の伝達及び情報共有、問題解決の迅速化を図るため、平成20年度より三者会議やワンデーレスポンスを順次導入・拡大する。

## (2) 地方公共団体の調達

- ①地方公共団体における予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しを促進する。
- ②所要の経費が計上されるよう、国において見直された後の新しい低入札価格調査基準価格について、地方公共団体への普及促進を図る。
- ③最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用を促進する。

## 4. 特殊法人等の調達

特殊法人等において、上に掲げる国の調達における取組と同様の取組が講じられるよう、関係府省は所要の指導等を行うものとする。

## 5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①公正取引委員会は各発注者と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で、所要の調査を実施し、問題となる行為が認められた場合には厳正に対処する。
- ②国土交通省は、不当に低い請負代金の禁止等に係る「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を引き続き実施し、不公正取引等に対する監視を強化する。
- ③建設業法違反に関する通報窓口として設置された「駆け込みホットライン」について、建設業団体等関係事業者への周知徹底を引き続き実施する。

## 6. 情報の共有のための体制整備

- ①上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。
- ②施工段階での受注者からの様々な苦情を関係者間で処理するための体制を整備する。